

I 青少年団体体験事業

「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための事業」を対象としています。

子どもたちが自分たちの住む地域を活動の場とし、様々な体験を通して、望ましい人間関係のあり方などを学び、自由で自発的な思考や行動力を身につけてほしいと考えています。

1 補助の対象となる団体

補助の対象は、子ども5人以上で構成され、会則や会員名簿等を有し、団体としての事業計画や予算を総会等で承認されている時津町内の青少年団体です。

- ① 単位子ども会
- ② その他青少年団体として町及び教育委員会が認める団体

2 補助の対象となる事業

(1) 次に掲げる事業（体験活動）を補助の対象としています。

- ① 自然体験活動
キャンプやハイキング、炭焼き、沢歩きといった野外活動や動植物観察や星空観察といった自然観察等
- ② 生活体験活動
農作物収穫体験、郷土料理教室の開催、地域公民館宿泊体験等
- ③ まちなか体験活動
地域マップを作成するためのふるさと調査隊や史跡めぐり等
- ④ 社会奉仕体験活動
花いっぱい運動、地域クリーン作戦、社会福祉施設訪問等
- ⑤ 歴史伝統智恵の継承活動
しめ縄づくり、郷土芸能体験、日本の歌の継承等
- ⑥ 科学・工作体験活動
科学実験教室、凧づくり、ウッドクラフトづくり、廃油せっけんづくり、陶芸体験等
- ⑦ 就労（勤労）体験活動
農業、漁業、商店での販売、工場でのものづくり、福祉事業所での介護等
- ⑧ 活動成果の発表
町民に対し広く、活動の成果を発表する場として、町内施設を使用して行う事業
- ⑨ その他子どもの健全育成に資すると認められる体験活動
子どもの健全育成に資すると認められる平和学習、人権学習、読書活動、読み聞かせ会、お話会等

(2) 前記(1)の各事業は、「子どもが主体的に参画する活動」であることが必要です。
参画とは、企画・運営に直接携わることです。

大人の企画した事業に、子どもたちが単にお客さんとして参加する事業は該当しません。大人は、指示・命令ではなく、子どもたちの自主性を重んじて、支援・援助の役割を担ってください。

(3) この青少年団体体験事業では、体験活動に参加する子どもの人数を5人以上としています。この人数に満たない場合は補助の対象となりません。

3 対象とならない事業・活動

(1) 次のような事業（体験活動）は補助の対象になりません。

- ① 別団体（実行委員会を含む。）が主催する行事へ参加するだけの事業・活動
- ② ドッジボール大会などのスポーツ活動
- ③ お楽しみ会、すいか割り大会、花火大会、クリスマス会などのレクリエーション・交流活動
- ④ スポーツや文化団体の単なるレクリエーション事業・活動
- ⑤ 映画、演劇等を鑑賞する事業・活動
- ⑥ テーマパークや科学館などであらかじめ準備された体験事業に参加する事業
- ⑦ 他の補助金などの交付を受けている事業・活動
- ⑧ 学校の宿題を行う勉強場所の提供をするような事業・活動
- ⑨ 学校教育として行う事業・活動

(2) 複数の団体による合同実施は認めていません。複数の団体による合同実施の場合は、「青少年健全育成提案事業」を活用してください。

4 補助金の額（100円未満の端数切捨て）

(1) 補助対象経費の10割とし、1事業あたりの補助限度額を50,000円としています。ただし、町民に広く活動の成果を発表する場として、町内施設等を使用して行う事業については、事前の準備に係る1日分及び事業当日分の施設使用料を予算の範囲内で別途補助します。

(2) 補助対象の活動経費が1万円未満の場合は、補助の対象となりません。

5 補助の対象となる経費

(1) 補助金の対象となる経費は、材料費、報償費、使用料、賃借料、手数料、交通費、消耗品費（単価1万円未満の物品に限る。）、印刷費、通信運搬費です。食料費は、補助の対象外です。

(2) 全ての経費について、子どもの活動に関するもののみ対象とします。
大人の施設利用料等は、補助の対象外です。

(3) 青少年団体体験事業の補助事業数は、原則として、同一の団体に対して1年度間に1事業としています。

(4) 備品費については、補助の対象外です。

6 補助の対象となる経費・対象とならない経費の一例

経費区分	対象となる経費の一例	対象とならない経費の一例
材料費	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作用材料（木材、紙、針金等）費 ● 自炊体験・料理教室用食材費 ● 陶芸用粘土代 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作用材料で単価が高額な物
食料費	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲み物・果物・弁当・菓子
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師謝礼（外部専門講師のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者への景品・賞品 ● 団体指導者・地域の指導者・シニアリーダーへの謝礼
使用料・賃借料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの施設等使用料、入場料 ● もちつき・野外炊飯道具等賃借料 ● バス・材料運搬用トラック賃借料 ● 陶芸焼成代（陶芸窯使用料） ● 有料道路・駐車場使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 観賞用映画・DVD等賃借料 ● 参加者の保険料 ● 金融機関への振込手数料 ● 施設への謝礼
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員の保護者が荷物運搬用として自家用車を提供した場合の燃料費 ● バス代 	
消耗品費 (単価1万円未満の物品)	<ul style="list-style-type: none"> ● 接着剤、用紙類、インク、わりばし、救急用医療品類など事業実施に必要な消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者個人に供するもの（スケッチブック、絵の具セット等）の費用 ● 花火、スポーツ用品代
印刷費・通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催案内、イベント用パンフレットなどの印刷費 ● 活動記録写真現像料 ● 活動に必要な物品・資料の運搬料、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業と直接関係のない資料印刷費 ● 参加者に提供する写真等の費用
備品費	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● テント、イス、机、放送機材 ● 望遠鏡 ● 電動工具

※大人分の経費（施設使用料、工作キット等）や事業の下見に係る経費は補助の対象外です。

7 申請方法

(1) 申請者

申請は、団体の代表者が行ってください。なお、団体の代表者が未成年の場合は、代表者の保護者を申請者としてください。

(2) 申請書類

- ① 補助金等交付申請書（所定の様式あり）
 - ② 事業実施計画書（所定の様式あり）
 - ③ 収支予算書（所定の様式あり）
 - ④ 会員等名簿、年間事業計画書
- ※ 子ども会以外の団体は、このほか会則と予算書を提出してください。

(3) 申請期限

事業実施の1か月前までに申請書類を提出してください。

補助金交付のルールとして、事業を実施する前に、事業の計画について審査を経て、補助金の交付決定に係る町からの通知（補助金等交付決定通知書）を受けなければなりません。

8 報告書の提出について

事業完了後、30日以内に下記の書類を提出してください。

- ① 補助金実績報告書（所定の様式あり）
- ② 事業実施報告書（所定の様式あり）
- ③ 収支決算書（所定の様式あり）
- ④ 領収書等の支出関係書類
必ず品目、数量、単価がかわる明細（レシート等）を添付してください。
総額のみ記載の領収書は、内容が確認できないため不可としています。
- ⑤ 参加者名簿
- ⑥ 活動写真・ビデオ等（子どもたちが自ら活動している様子がわかるもの）

9 請求方法

補助金の交付額確定通知書が届きしだい、速やかに補助金等交付請求書（所定の様式）を提出してください。